生 徒 心 得

I 通 学

- 1. 交通ルールを厳守する。自転車通学者は必ずヘルメットを着用し、正しい乗り方を心がける。
- 2. 自転車通学希望者は、学校へ届け出るとともに自転車店で防犯登録し、任意保険に加入する。
- 3. 通学自転車は
 - ①許可標識を貼ること。
 - ②点検整備されたものを使用すること。
 - ③マウンテンバイクではないこと。
 - ④ハンドルは標準のものとし、形や角度を安全に保つこと。
 - ⑤所定の場所に置き、鍵をかけること。
- 4. 自転車の通学許可区域は、校区全域とする。学校長に申請することにより自転車通学を許可する。
- 5. 登下校は, 所定の通学路を通る。

Ⅱ 服 装

- 1. 服装は、以下のきまりを守り、清潔感のある着こなしを心がける。
 - (1) 男子生徒について
 - ①本校の標準の服を正しく着用すること。
 - ②学生服の下に着るものは、白のワイシャツ (標準のもの) 及び学校指定のものとする。
 - ③頭髪は、中学生らしく清潔であること。(勉強や運動の妨げにならないような長さにし、脱色・染色・パーマ・整髪料の使用などはしない。)
 - (2) 女子生徒について
 - ①本校の標準の服を正しく着用すること。
 - ②下に着るものは白のブラウス (学校指定) とし、学校指定のリボンまたはネクタイを着用すること。
 - ③頭髪は、中学生らしく清潔であること。 (勉強や運動の妨げにならないような長さにし、脱色・染色・パーマ・整髪料の使用などはしない。なお、長い場合は黒・紺などの色のゴムなどで束ねる。)
 - (3) 男女共通のこと
 - ①通学用靴は、白・黒・紺を基調とした運動靴 (ジョギングシューズ:体育の授業で使用できるもの)とする。
 - ②靴下は、白・黒・紺色で柄や線がなく、くるぶしが隠れるものとする。(ワンポイントは可)
 - ③通学カバンは学校指定のものとする。ただし,通学カバンに入りきらないときは, 黒や紺などの華美でない色・形のサブバッグを併用すること。

- ④セーターは、ハイネック以外のものとし、白・黒・紺・茶・グレーを基調とする 無地とする (ワンポイントは可)。また、着用に関しては上着の下に着用し上着から外に出さないこと。
- ⑤通学にコートを着用する場合は、黒・紺・茶・グレーの華美でないものとし、極端にすそが長くないものとする。(ウインドブレーカーも可)
- ⑥上履きは学校指定のものとする。
- ⑦名札は、指定されたものを制服につけること。
- (4) 体操着について
 - ①男女とも学校で定めた体育着の上下・ハーフパンツを用いる。なお、半抽シャツは白・黒・紺無地のTシャツ(ワンポイントは可)でもよい。冬季はウインドブレーカーを着用してよい。(白・黒・紺を基調とした色)
 - ②トレーナーは白・黒・紺・グレーを基調とする無地を着用する(ワンポイントは可)。また、着用に関しては、上着の下に着用すること。
- 2. 冬服・夏服・合服の着用の時期は、目安 〈男子〉 冬服 夏 服 冬 服 10~3 として次の通りとする。 月 $4 \cdot 5$ 6 7.8 9 ※合服(白いブラウスとベスト)夏服(白 〈女子〉 冬服|郃 冬 服 夏服 合服 いブラウス)
- 3. 病気・けが・その他特別の理由により、上記と異なる服装が必要な場合は、担任に 申し出て許可を受ける。

Ⅲ校内生活

- 1. 登校後は校外へは出ない。必要な事で校外に出るときは、必ず許可を得る。
- 2. 不必要な金銭・品物は持ってこない。また、買い食いもしない。
- 3. 下校時刻を守る。遅くなるときは保護者に連絡するとともに、担任または日直教師 の許可を受ける。寄り道をせず、安全に気をつけて下校する。
- 4. 学校のものを大切にする。

Ⅳ 校 外 生 活 等

- 1. 欠席・遅刻の場合は、事前に学校へ必ず連絡する。
- 2. アルバイトは原則として禁止する。
- 3. 常に安全を守り、中学生としての品位を保つように努める。

令和4年4月1日制定